2009年
新年号

産業保健

おおいた

独立行政法人　労働者健康福祉機構

大分産業保健推進センター

OITA Occupational Health Promotion Center

OITA Occupational Health Promotion Center

過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会が開催されます

平成21年3月1日（日）13時20分から17時20分まで大分県労働福祉会館（大分市中央町4－2－5）において、(社)大分県医師会・(財)産業医学振興財団の主催で、また「精神科医等のための産業保健研修会」が同日、同会場で16時から19時20分まで(社)日本精神科病院協会・(社)日本精神神経科診療所協会・(財)産業医学振興財団の主催で開催されます。

奮ってご参加をお願いします。（詳細は、18ページを参照ください。）

もくじ

1 巻頭言
謹んで新春のお慶びを申し上げます
大分産業保健推進センター所長　三角　順一

2 事業場だより
「原酒をはぐくむ酒の杜」豊かな自然のなかで無災害継続中
三和酒類株式会社日田蒸留所　所長　末弘　芳男

4 相談員の窓
職場における感染症
産業保健（基幹）相談員　明石　光伸
（大分県厚生連鶴見病院　院長）

6 相談員の窓
〔うつ〕は予防できる？
産業保健（基幹）相談員　後藤　一美
（神経科・精神科　後藤医院　院長）

8 相談員の窓
化学物質のリスクアセスメント
産業保健（基幹）相談員　吉良　一樹
（きら労働衛生コンサルタント事務所　代表）

10 TOPICS
大分県の最低賃金決定される

12 職場の健康診断Q&A
会社の健診拒否して個人で受けた場合の取扱いは？

13 研修風景

14 地域センターだより
日田玖珠地域産業保健センター
～メンタルヘルスの取り組み～
コーディネーター　飯田　晴美

16 労働局よりお知らせ
石綿健康被害救済法が改正されました
大分労働局労災補償課

18 センターからのお知らせ
「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」及び「精神科医等のための産業保健研修会」のご案内

19 センターからのお知らせ
第9回豊の国産業保健フォーラムが開催されました

20 研修のご案内（1月～3月）

表紙の写真

写真撮影／大分産業保健推進センター副所長 渕　徳見

宇佐神宮（大分県宇佐市）

宇佐神宮は、全国4万社余りの八幡宮の総本宮で、八幡さまは、応神天皇の御神霊で、欽明天皇の32年（571）に初めて宇佐の地に御示顕になったといわれている。

8世紀のはじめころに起きた南九州の隼人の反乱を制圧するため、八幡神を神輿に乗せ、宇佐の人々も参加したが、この戦いで殺生の罪を悔いた八幡神が、仏教に救いを求めたため、これを契機に宇佐での神と仏が習合した思想が成立。神仏習合発祥の地、神輿発祥の地ともいわれている。

謹んで新春のお慶びを申し上げます

大分産業保健推進センター所長
三角　順一

旧年中は、当大分産業保健推進センターの事業の遂行に当たり、心からのご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございました。

お陰様でほぼ予定通りの事業展開を進めることができました。

これも偏に、労働者健康福祉機構本部、大分労働局、大分県医師会、地域産業保健センター、大分大学、相談員の諸先生方並びに企業等関係各位のご指導・ご協力の賜物と心より感謝いたしております。

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界の金融危機は、企業の雇用環境を悪化させ、労働者の過重労働による健康障害並びにメンタルヘルス不全などの問題をさらに、悪化させることが予測されます。

労働者の置かれている職場環境は、昨年にも増して一段と厳しくなり、私たち産業保健推進センターの果たす役割は、更に大きくなるものと考えられます。

また、国の税収不足は、独立行政法人の事業展開についても影響が出てくることは想像に難くありません。英知を集め、創意工夫を凝らし、活動の質を維持するのみならず新しい展開を図り、労働者の健康の保持増進に努めなければなりません。そのためには、研修会等の充実と質的向上はもとより、各事業所への情報伝達のための大動脈であるメールマガジンの普及が喫緊の最重要課題と考えております。また、メンタルヘルスの相談機関の整備と拡充も重点課題の一つと考えております。

本年も、当センター副所長渕徳見、課長那須英昭、係長西畑秀男、係員白尾洋子の４名のスタッフと共に、力を合わせて事業の推進に邁進する所存でございます。

本年も、昨年同様、ご指導・ご支援賜りますようお願い申し上げます。

皆様の御健康と更なるご発展を心よりお祈り申し上げます。

研修のご案内

各種研修・セミナーのご案内（1月～3月）

産業医研修

「労働者と貧血」～貧血検査異常をどう考えるか～
日時：平成21年1月19日(月)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　細川　隆文

職場における感染症予防
日時：平成21年2月12日(木)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　明石　光伸

カウンセリング研修

「事例検討」
日時：平成21年1月13日(火)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　渡嘉敷　新典

「積極的傾聴のグループワーク」
日時：平成21年2月10日(火)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　渡嘉敷　新典
　　特別相談員　佐用　槙子

「事例検討」
日時：平成21年3月10日(火)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　渡嘉敷　新典

衛生管理者等研修

「メンタルヘルス」～心の健康確保～
日時：平成21年1月21日(水)　14:00～16:00　会場：①
講師：特別相談員　影山　隆之

「職場における感染症予防」
日時：平成21年2月26日(木)　14:00～16:00　会場：①
講師：基幹相談員　明石　光伸

産業保健セミナー

「職場の作業管理」
～簡便な作業動作・作業姿勢の適正評価と腰痛予防を含む～
日時：平成21年1月16日(金)　14:00～16:00　会場：②
講師：基幹相談員　青野　裕士

AED体験研修

「AED体験研修」
日時：平成21年2月17日(火)　14:00～16:00　会場：①
講師：基幹相談員　油布　文枝

全職種対象研修

「よりよい人間関係のために」～交流分析の基礎Ⅱ～
日時：平成21年2月4日(水)　14:00～16:00　会場：①
講師：基幹相談員　田吹　好美

会　場

①大分産業保健推進センター
②大分県教育会館

※どの研修も、どなたでもお受けいただけます。
　電話、FAX、Eメールでお申込みください。

3.安全衛生活動

1）朝礼の大切さ

安全衛生活動において、当社では「朝礼」を非常に重要と考えています。

朝礼では「声かけ」「情報共有」「従業員の体調確認」に心掛けています。

また、毎日の朝礼では「安全運転」「品質第一」「おかげさまで」を全員で唱和して、今日一日の安全作業を誓います。毎週月曜日は全体朝礼を行っており、遠隔地の日田蒸留所もテレビモニターで参加します。

全体朝礼では「交通安全十ヶ条」の唱和を20年以上続けています。

全体朝礼で唱和する言葉

安全運転十ヶ条

一　子供は飛び出すと思え
二　老人は横切ると思え
三　自転車は曲がると思え
四　交差点は車が出ると思え
五　前の車はとまると思え
六　雨や雪は滑ると思え
七　酒を飲んだら家族を思え
八　横断歩道は人が渡ると思え
九　カーブでは対向車があると思え
十　スピードは知らず知らず出ていると思え

社　是
一、おかげさまで
　美しい言葉　謙虚な心
一、丹念に一念に

毎日唱和する言葉
一、品質第一
一、安全運転
一、おかげまで

日田蒸留所では、４つの小集団活動班「労働安全班」「環境管理班」「品質管理班」「設備保全班」が交替で毎週２回朝礼時に「ワンポイント勉強会（３分以内）」を行い、個々の知識の習得や安全衛生レベルの向上に成果をあげています。

ワンポイント勉強会

2）トップ安全衛生パトロール

社長による職場巡回を毎月実施。（社員とのコミュニケーションの充実及び全社員の安全衛生意識高揚に大きな成果をあげています。）

◎平成20年度の安全スローガンは「みんなでルールを守り抜こう　基本作業と安全手順　みんなで築こう　職場の安全」

◎平成14年の操業開始以来無災害継続中。
平成20年7月「大分県労働局長　奨励賞」受賞。

4.地域との交流

●日田市が主催する「水郷のまちクリーンアップ制度（アダプトプログラム）」に参加。毎月工場周辺道路の清掃活動を実施しています。

●地元とのふれあい、春の蔵開きと秋の紅葉祭（豊かな自然を満喫）公園工場として多くの地元の方にご利用いただいています。

春の蔵開き

秋の紅葉祭

地元、「西有田公民館わんぱく教室」の一環として、自然がいっぱいの「いいちこ日田蒸留所」にて昆虫観察会及び野鳥巣箱掛けを実施。

昆虫観察会

野鳥巣箱掛け

職場における感染症

産業保健（基幹）相談員
明石　光伸
大分県厚生連鶴見病院院長

1.はじめに

人類の長い歴史において、病気といえば感染症が代表的なものでしたが抗生物質など医学の進歩や衛生環境や栄養状態などによって今日では感染症は激減し、今や死因順位は１位 悪性新生物（がんなど）、２位 心筋梗塞など心疾患、３位 脳卒中となり生活習慣病が中心となってきました。しかし、第４位は感染症である肺炎となっておりしかも、がん、糖尿病、高齢者、寝たきりの人などの直接の死亡原因となっています。

このように感染症は一般に考えられているほど制圧されているのではなく、むしろその様相が一変してきています。その理由は、地球環境や生活環境の変化などありますが、詳しくは次の機会に述べることにし、ここでは職場を背景とするものに焦点を当てて述べます。

2.感染経路

職場における感染症の主な感染経路は次のようになります。

1.飛沫感染・空気感染

風邪やインフルエンザのウイルスは咳やくしゃみとともに空気中に飛び出し、近くにいる人の鼻や口から入って感染し増殖し発症しますが再び同じように他の人にうつします。

特に保育園や学校で感染した子どもは家庭に持ち帰り兄弟や親にうつし、兄弟は再び学校で、又親は職場で広め、うつされた人は同じように家庭に持ち帰り、このようにして短期間の間に地域社会にまで広まることになります。

また、最近子供の病気と思われていた麻疹（はしか）にかかる大人が増えてきています。これは子供の時予防接種をしなかったことが原因ですが、その他に予防接種が逆に自然感染の機会を減らし、免疫のない大人がかかりやすくなったといった皮肉な状態になっています。今回は大学生に流行が広がりそのため全学休校の処置をした大学が出ましたが、職場で流行すると大変な事態となります。

2.経口感染

O－157（腸管出血性大腸炎）やノロウイルス（嘔吐下痢症）は職場で集団発生しやすく注意が必要です。これらはいずれも当初は食中毒ではじまりますが非常に感染力が極めて強いため人から人へ集団発生をします。

1）O－157は1996年17,000人を超える集団発生がみられ大きな社会問題となりましたが現在でも毎年1,500人程度みられ大分県において毎年発生しています。

2）ノロウイルスも同様に大分県において施設や職場でも集団発生しており、特徴的なことは経口感染だけではなく飛沫感染もすることがあります。これは吐物が床で飛び散りノロウイルスが周囲１～２ｍに飛散しそれを吸い込み感染することです。また、洗濯機で感染を広めることがあり注意が必要です。

3）レジオネラ症

1976年アメリカにおいてホテル内で集団発生した肺炎の原因菌として発見されました。レジオネラ菌は自然界では水や土の中に生息しており水中で容易に増殖するためビルの冷却塔、サウナ、温泉、シャワー、人工滝、人工噴水、加湿器、温水器など身近な場所で知らないうちに感染することがあります。加湿器などの水は継ぎ足さないで綺麗に洗った後、新しい水を入れることが大切です。

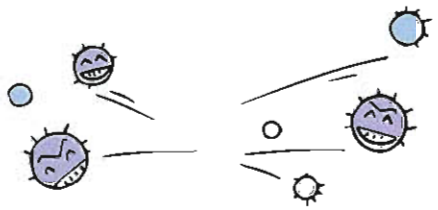

3.予防

1.手洗い

感染予防の基本は手を洗うことです。それはもっともうつり易いのが手だからです。手はもっとも多くの物に触れ、手から手へとそしてその手から口、鼻へとうつっていきます。このことは経口感染はもちろん、空気感染である風邪やインフルエンザも人と人の手を伝わって感染することが多いことがわかっています。ですから、外出後や食事前の手洗いはもっとも大切です。ここで注意することは水道の蛇口の栓を洗った手で再び触れない様式でないと再び手は汚染されることになります。また、使い捨ての紙タオルや温風器を使用し、決してタオルなど使い回しをしないことです。

2.予防接種

予防接種で予防できるものは受けることによりかからないか、またかかったとしても軽い症状ですむ人の方がはるかに多いことも事実です。麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ、インフルエンザ、B型肝炎などは職場でも積極的に受けましょう。

4.おわりに

感染力が強いのは麻疹ついで水痘、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）風疹の順でインフルエンザは麻疹の１／５の感染力と言われ、定期的に予防接種をすれば発症は１／100程度となります。多くの人が働いている職場では、自分１人では感染症の予防はできません。家庭を含めて皆で取り組み健康で明るい職場にしたいものです。

<うつ>は予防できる？

産業保健（基幹）相談員
後藤　一美
神経科・精神科
後藤医院　院長

1.はじめに

結論から申し上げると、或る程度は避けることができるかも知れません。

うつ状態に陥り易いタイプの人がいるのは確かです。性格、信念、信条や環境、境遇などとも関係があるからです。仕事熱心、生真面目、几帳面、常識や秩序を大切にし、他人に気をつかう…といった私達日本人には、"美徳"の持ち主として、尊敬される人達にその傾向があるといわれています。目的を達成するまで努力を怠らない、達成しても不全感が残り易いため、次なる努力を惜しまない、行きつく果ては…"うつ状態"になってしまう。（仮にルート①とする）

長所は短所でもあるのです。融通や機転がきかない、人を信用して仕事をまかせるということができない、完全癖のためにいつも焦り、のびのびできない、結局は疲労困憊して…"うつ状態"になってしまう。（仮にルート②とする）

"うつ状態"を来たす疾患は〈うつ病〉だけではありません。

気分障害、適応障害、不安障害、アルコール関連障害、その他の神経、血管障害、内分泌障害、薬物の副作用によるもの等々…多岐に亘っています。このうち、職場との関連で、最も多いのが気分障害と適応障害です。この二つの病気に罹らないためには、どうすればいいか、ということになります。先に述べたルート①やルート②（他にもいろんなルートがあるはずです）を辿りそうな気がする人は、自分の考え方や生き方を検討することから始めてはいかがでしょう。これで第一関門を突破する人も多いと思います。

次に、以下のことを考えてみると、いいのではないでしょうか。

2.予防

小さな目標をもって、さわやかに生きる。大きな目標、小さな目標、或いは中くらいの目標とは？人それぞれではないでしょうか。大きな目標をかかげると、

- ◆道が遠すぎて、途中で息切れして、挫けてしまうかもしれません。
- ◆達成できないと、自信をなくしてしまいます。
- ◆たとえ、到達することができても"燃えつき症候群"（虚脱状態）に陥ってしまうかも知れません。

さわやかに生きる、ということは－

- ◆家族を愛し、友人を大切にする。
  "思い"は通じる、と信じましょう。
- ◆それでいながら、一方で、自分だけの時間や空間を確保することも大切です。
- ◆趣味を持って、人生を豊かにすることは、とてもいいことです。
  "趣味は妻です"と言った人がいましたが、それほど、趣味とは幅広いものだと言えます。
- ◆知識を広げる。
  好きなことに没頭し、掘り下げていくことは楽しいものです。

◆教養を身につける。
他人に迷惑をかけることなく、心が豊かに開放されます。

◆地位・金銭にこだわらない。
誰しも気にならなくはないのですが、つつましく生きていければ心が自由になるはずです。

◆人の幸福や成功をよろこぶ。
そのような友人を持ったことを喜ぶべきではないでしょうか。

◆それにひきかえ、自分は…と卑下しない。
劣等感に苛まれるのは愚かしい。"自分なりに生きているのだ"と思うことです。

以上は、みな理想論と思われるかも知れません。しかし病気を予防するのと同時に、人生を"生き易く"する為の標語と考えてみて下さい。

3.ストレスを感じたら…

◆原因を除く。
短絡的に、仕事を辞めてしまう、ということではありません。

◆自分の好みに従って行動する。
もともと他人に迷惑をかけたくない性格の人が多いのですから、ことさら問題はおきないでしょう。

◆新しいことには挑戦しない。
禁酒、禁煙などは、この際後まわしにしたほうがいいでしょう。

◆頑張らない。
もともと頑張り屋で疲労気味なのですから…。

◆睡眠と食事に注意。
これは生活の基本です。

ストレス解消法として-

◆悩みを聴いて貰う。
普段からそんな人がいてくれるといいですね。

◆早退や休日を貰う。
働きすぎていないか、自分でチェックすることも大切です。

◆とっておきの場所で、自分だけの時間を過ごす。
喫茶店や公園でのんびりする、他の社員が行かない店で昼食を摂る、など。

◆自分のしたいことだけをする。
気に染まないことは、できるだけしない。上手にお断りすることです。

◆自然に触れたり、芸術を鑑賞したり、以前からの趣味に没頭する。散歩や釣り、絵を描いたり、鑑たりして、頭を休めてみてはいかがでしょう。

4.新入社員の方々へ

「6月病」が増えています。

5月の連休が明けて、そろそろ仕事に慣れ、スタッフにもうち解けてきた頃に、危機が訪れることがあります。朝、憂うつになり、吐気、腹痛、下痢が多くなり、遅刻や欠勤をくり返すようになります。警告ブザーがなっているわけです。こんな時は、"新人は失敗して当たりまえ"と考えることです。そして素直な気持ちで上司や先輩、同僚に相談してみることです。彼等にも同じような新人時代があったのですから…。

同時に職場のストレスを左右する大切な要素である仕事の質と量と人間関係…これら全てに満足できる職場は無い、ということも理解しておかなければなりません。

化学物質のリスクアセスメント

産業保健（基幹）相談員
吉良　一樹
きら労働衛生コンサルタント
事務所代表

化学物質のリスクアセスメントというと、なにやら難しそうでわかりにくい言葉ですが、「化学物質による健康障害が発生する可能性（リスク）が大きいか小さいかを評価する（アセスメント）こと」と言えば、少しはわかりやすくなるでしょうか。

リスクアセスメントにはいくつかの方法がありますが、ここでは、比較的簡単にできる、厚生労働省「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」の解釈通達（平成18年3月30日付0330004号別添4－2）による方法を紹介します。

1.リスクを評価する方法

1.作業環境測定が実施されている場合

法令に基づく作業環境測定結果の管理区分をそのまま使って、表1からリスクを評価します。

表1　管理区分とリスクの評価

管理区分	リスクの評価
第3管理区分	高：直ちに対応すべきリスクがある
第2管理区分	中：速やかに対応すべきリスクがある
第1管理区分	低：必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある

2.作業環境測定が実施されていない場合

化学物質の有害性（毒性）の強さと、作業者のばく露量（吸い込んだりする量）を推定し、これらを組み合わせてリスクを評価します。

1）有害性（毒性）の強さの決定

先ず、化学物質そのものの有害性（毒性）を評価することが重要なポイントとなります。

MSDS（化学物質等安全データシート）に書かれているGHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類の健康に対する有害性の区分が、表2のどれに該当するかを確認します。

表2　有害性(毒性)の強さ：(HL)

有害性の強さ（HL）	GHS有害性分類	GHS区分
A	・変異原性	区分1、2
	・発がん性	区分1
	・呼吸器感作性	
B	・急性毒性	区分1、2
	・発がん性	区分2
	・全身毒性－反復ばく露	区分1
	・生殖毒性	区分1、2
C	・急性毒性	区分3
	・全身毒性－単回ばく露	区分1
	・皮膚腐食性	サブクラス1A、1B又は1C
	・眼刺激性	区分1
	・呼吸器刺激性	
	・皮膚感作性	
	・全身毒性－反復ばく露	区分2
D	・急性毒性	区分4
	・全身毒性－単回ばく露	区分2
E	・急性毒性	区分5
	・皮膚刺激性	区分2、3
	・眼刺激性	区分2
	・その他のグループに分類されない粉体と液体	

例えば、MSDSに記載されている急性毒性（一回または短時間のばく露で現れる毒性）のGHS区分が3だとすると、この表に当てはめると有害性の強さはCとなります。こうして、発がん性など、それぞれのGHS有害性分類ごとに有害性の強さを求め、異なる有害性の強さがあった場合は、その中で一番有害性が強い（A＞B＞C＞D＞E）ものを、その化学物質の有害性の強さとします。混合物の場合は、化学物質ごとに求めた有害性の強さのうち、もっとも強いものを混合物の有害性の強さとします。

2）ばく露量の推定

作業環境測定結果がないので、作業状況などからばく露量を推定します。その方法は、以下の3段階で行ないます。

①作業環境レベルの（ＭＬ）の推定

Ａ（取扱量ポイント）＋Ｂ（揮発性・飛散性ポイント）－Ｃ（換気ポイント）＋Ｄ（修正ポイント）の式で総合ポイントを算定します。

Ａ～Ｄのポイントのつけ方は表３により行ないます。

表３　作業環境レベル(ＭＬ)を求めるためのポイント表

	ポイント	ポイントのつけ方の目安
Ａ：取扱量	3	トン、ｋｌ(キロリットル)単位で計る程度の量
	2	ｋｇ(キログラム)、ｌ(リットル)単位で計る程度の量
	1	ｇ(グラム)、ｍｌ(ミリリットル)単位で計る程度の量
Ｂ：揮発性飛散性	3	高揮発性液体(沸点50℃未満) 高飛散性固体(微細で軽い粉じんの発生する物)
	2	中揮発性液体(沸点50～150℃) 中飛散性固体(結晶質、粒状、すぐに沈降する物)
	1	低揮発性液体(沸点150℃超過) 低飛散性固体(小球状、薄片状、小塊状)
Ｃ：換　気	4	遠隔操作・完全密閉
	3	局所排気
	2	全体換気・屋外作業
	1	換気なし
Ｄ：修　正	1	作業者の衣服、手足、保護具に化学物質による汚れが見られる
	0	作業者の衣服、手足、保護具に化学物質による汚れが見られない

上記の式で求めた合計ポイントを表４に当てはめて作業環境レベル（ａ～ｅ）を求めます。

表４　作業環境レベル(ＭＬ)の区分

作業環境レベル(ＭＬ)	a	b	c	d	e
Ａ+Ｂ−Ｃ+Ｄ	6、5	4	3	2	1～(−2)

②作業時間・作業頻度のレベル（ＦＬ）の推定

作業者が化学物質にばく露する可能性のある年間の作業時間を表５に当てはめて作業時間・作業頻度のレベル（ｉ～ｖ）を求めます。

表５　作業時間・作業頻度レベル(ＦＬ)の区分

作業時間・作業頻度レベル(ＦＬ)	i	ii	iii	iv	v
年間作業時間	400時間超過	100～400時間	25～100時間	10～25時間	10時間未満

③ばく露量（ＥＬ）の推定

表４と表５から求めたそれぞれのレベルを表６に当てはめて、ばく露量を推定します。数字が大きいほど、ばく露量も多いということになります。

表６　推定ばく露量(ＥＬ)の区分

ＦＬ＼ＭＬ	a	b	c	d	e
i	Ⅴ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ
ii	Ⅴ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ
iii	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
iv	Ⅳ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ
v	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ

３）リスクの評価

１）で決定した化学物質の有害性の強さと、表６から求めたばく露量を、表７に当てはめてリスクを評価します。

表７　リスクの評価

ＨＬ＼ＥＬ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
A	5	5	4	4	3
B	5	4	4	3	2
C	4	4	3	3	2
D	4	3	3	2	2
E	3	2	2	2	1

５段階のリスクの大きさを、次の例のように決めておくとわかりやすいでしょう。

５：許容できないリスク
４：重大なリスク
３：中程度のリスク
２：許容可能なリスク
１：些細なリスク

この数字が大きいほど健康障害が発生する可能性が高く、対策の優先順位も高いことになります。

２.リスクの優先順位に応じた対策

リスクの評価の結果に基づいて、優先順位の高いものから対策を検討して実施します。特に、リスクが表１「高、中」及び表７「３～５」の評価のものについては、次の順序と内容で対策を検討します。

①有害性の低い物質に替える
②発生源を密閉する
③局所排気装置などを設置する

そして、対策を実施した場合には、再びリスクアセスメントを実施して、リスクをどれくらい下げることができたか、まだ対策が必要なリスクが残っているかどうかを把握します。これを繰り返して、可能な限りリスクを下げることが基本になります。

①～③の対策が難しく、リスクを下げることができない場合は、リスクの大きさを作業者に知らせて、安全な作業方法や保護具着用を教育し、徹底させることが必要になります。ただし、法令に定められた対策がある場合には、必ずそれを実施しなければなりません。

３.できるところから、先ずはやってみよう！

最初から実施体制の整備などの準備をして、すべての作業を対象に実施することは大変です。先ずは「危ないと思っている作業」からトライアルしてみてください。できるところから、段階的に実施していくのが現実的で無理のない方法です。

大分県の最低賃金決定される！

～大分労働局賃金室～

大分県最低賃金は平成20年10月29日から
1時間620円▶630円に
変わりました

最低賃金額をご存じですか？

事業所で働く人（嘱託、臨時、パートタイマー、アルバイトを含む。）に
支払う賃金は平成20年10月29日から次の最低賃金を下回ることはできません。

大分県最低賃金（地域別）額

時間額　630円　　**平成20年10月29日 効力発生**

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる賃金であって、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られます。

従って、（１）賞与、結婚手当などの臨時の賃金
（２）時間外労働などの時間外割増賃金
（３）休日労働などの休日割増賃金
（４）精皆勤手当、通勤手当、家族手当　　は含まれません。

最低賃金についてのお問合わせは、
大分労働局労働基準部賃金室　TEL 097-536-3215
又は、最寄りの労働基準監督署にご照会ください。

産業別最低賃金も12月25日から改定されました!

必ずチェック 最低賃金!

下記の適用範囲に該当する業種には、それぞれ定められた産業別最低賃金が適用されます。

なお、これらの業種に該当しない場合は、

大分県地域別最低賃金(時間額630円)が適用されます。

効力発生年月日	平成20年12月25日	
件名	最低賃金額・時間額(円)	適用範囲
鉄鋼業	756	鉄鋼業(製鉄業(高炉による製鉄業を除く。)、製鋼・製鋼圧延業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
非鉄金属製造業	750	非鉄金属製造業(非鉄金属・同合金圧延業(抽伸，押出しを含む)、非鉄金属素形材製造業(非鉄金属鍛造品製造業を除く。)及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主用な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	691	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者 ただし、次に掲げる業務に主として従事する者を除く。 ①手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ②手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	742	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業(船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業、舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。)、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業，舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
各種商品小売業	675	各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
自動車(新車)小売業	701	自動車(新車)小売業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
備考	次に掲げる者は、産業別最低賃金の適用から除外され大分県最低賃金の適用を受けます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる賃金であって、通常の労働時間、労働日数に対する所定内賃金に限られます。
したがって、①賞与などの臨時の賃金、②時間外労働などの割増賃金、③精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は含まれません。

職場の健康診断Q&A

Q 会社の健診拒否して個人で受けた場合の取扱いは？

当社では、定期健康診断の際には、一定期日内に会社指定の健康診断機関で各自で受診するよう促しています。個々の従業員が、仕事の状況に併せて所属長に報告すれば、適宜に受診できるという形です。受診の費用については、もちろん会社負担であり、受診で職場を離れ時間分の賃金を支払わないなどということもありません。しかし、「この方法では納得できない」として健康診断を受診しない者がいます。先日は、そのように受診を断った者が、会社を休んで別の医療機関で自主的に健康診断を受けてしまいました。この場合も、健康診断にかかった費用を会社が負担しなければならないのでしょうか。また会社を休んだため、これを欠勤日として扱ってよいでしょうか。

A 受診の結果を証明する書面の提出を

健康診断は、事業者に実施義務があり、労働者には受診義務があることは、前回でも触れたとおりです。そうした中で、本人が会社の実施方法に不満を持って受診を拒否することは、実施方法そのものに問題がない限り、健康診断に対する"理解不足"があるのでしょう。まずは、その従業員の方には、健康診断の受診義務があることを説くとともに、健康診断の本来の意味ー自分自身のため、家族のためであることなどを十分に理解させることが必要でしょう。

基本的に、御社が行っている健康診断の実施方法には特別問題があるとは考えられません。むしろ、仕事の実情などには理解がある方法と見ることもできるでしょう。健康診断の趣旨を理解させるとともに、どこが納得いかないのか本人に聴くなどして、コミュニケーションをとっていくことも意義はあるでしょう。

さて、それでも納得できず、ご質問のように本人が個別に健康診断を受診したとします。そうした場合には、健康診断の結果を証明する書面を提出するように促してください。労働安全衛生法第６６条第５項では、労働者の健康診断の受診義務を定める一方で、例外として次の一項を設けています。

「事業者が指定した医師又は歯科医が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない」

つまり、法定項目どおりの健康診断結果が提出された場合には、その健康診断は正規の健康診断を行ったとみなすのです。この場合、法で明言されていませんが、正規の健康診断と同様に、要した費用は負担すべきものと考えなくてはならないでしょう。仮に、そうした書面の提出も拒否しているのであれば、単に会社の健康診断を拒んでいるというだけのことで、その費用についてまで、事業者に負担する義務があるとは言えません。

ところで、欠勤扱いは可能かとのご質問ですが、行政通達（昭４７・９・１８基発第６０２号）は、次のような解釈を示しています。

「一般健康診断は、一般的な健康確保を図ることを目的として事業者にその実施義務を課したものであり、業務遂行との関連で行われるものではないので、その受診のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく（中略）労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいこと」

従って、前述したように健康診断結果を提出し、事業場が行う健康診断と同様に見られるケースでは、欠勤扱いまでは如何なものかと考えます。逆に書面の提出もなく、ただ「健康診断に行ったらしい」というだけでは、他の労働者との兼ね合いからも、欠勤扱いもやむなしと言えましょう。

なお、健康診断の受診に要した時間の賃金に関して、前出の通達は、例えば特殊健康診断ー特定な有害業務に従事する労働者に対する特別な健康診断に関して、次のような見解を示しています。

「いわゆる特殊健康診断は、事業の遂行に絡んで当然実施されなければならない性格のものであり、それは所定労働時間内に行われるのを原則とすること。また、特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該健康診断が時間外に行われた場合には、当該割増賃金を支払わなければならないものであること」

現在、生活習慣病は社会問題になっており、事業場における健康管理には社会的にも期待がかけられています。その基本となる健康診断は、一般の定期健康診断と言えども「事業の遂行に絡んで」いるものと考えたいところです。ですから事業場は、賃金も含めて費用負担には消極的にならず、また、労働者も積極的に受診したいものです。そのためには、経営トップ及び労働者自身の、健康への理解こそ重要と言えるのです。

（労働調査会発行「知っておきたい職場の健康診断Ｑ＆Ａ」より抜粋）

●実施した研修風景の一部を紹介します。

産業医研修

『じん肺診断書の作成』　平成20年11月17日(月)

●講師　津　田　　徹（霧が丘　つだ病院　院長）
　　大　神　　明（産業医科大学産業生態科学研究所　呼吸病態学研究室　准教授）

はじめ、じん肺健診の体系、じん肺管理区分決定の流れ、個人票の見方・書き方、胸部エックス線写真の読影方法、肺機能フローチャート、じん肺管理区分、健康管理の体系、じん肺と労災保険、石綿と中皮腫・肺がんなどの説明がありました。最後に、一つの胸部エックス線写真の事例を見せ、受講者が実際に診断する立場に立ち、標準フイルムと比較検討するなどし、じん肺健康診断結果証明書を作成してしまうという実習を行い、研修を修了しました。

衛生管理者研修

『アーク溶接作業における防じんマスクの適切な使用方法について』

平成20年10月3日(金)　●講師　木　村　菊　二（財団法人　労働科学研究所　名誉研究員）

はじめ、防じんマスクの規格、種類、防じんマスクの選択に当っての留意点、防じんマスクの顔面への密着性を調べる方法、防じんマスク着用に際しての留意点、保守管理の方法及びその留意点などについて、説明され、その後、受講者が現場から持参した防じんマスクを着用させ、着用の方法のチェックとマスクフィッティングテスターによる漏れ率の測定を行いました。

マスク着用方法では、ヘルメットの上から絞めひもをかけていたり、絞めひもの頭の上での角度が大き過ぎるなどの結果、マスクの密着性も良くないケースがありました。適切な着用方法にし直すと、漏れ率も39%から4%へ低くなり実感されていました。最後に持参した防じんマスクの外観、ろ過材、吸気弁などを点検、交換時期の来ているものを指導し、研修を修了しました。

衛生管理者研修

『メンタルヘルス』～メンタルヘルスケアとしてのパワハラ問題にどう対処するか～

平成20年11月14日(金)　●講師　三　角　順　一（大分産業保健推進センター　所長）

職場ハラスメントの分類、加害者のタイプ分析、パワハラ・セクハラとは、対策などが説明されました。パワハラにはレベル1からレベル6まであり、レベル3までは法律に抵触するため、組織の問題として改善していくことが必要と説明されました。また、部下との良好なコミュニケーションの方法としてアサーション技法が紹介され、相手のことも考えながら、自分の言いたいことも、中立的、客観的に冷静にきちんと伝えることが大切だと強調されました。最後に感謝と謙虚の気持ちで、人の悪いところばかり見るのではなく、良いところを見、良いことを頭に描き接するようにすることが大切だと説明され、研修を修了しました。

日田玖珠
地域産業保健センター

～メンタルヘルスの取り組み～

コーディネーター
飯田　晴美

日田玖珠地域産業保健センターは日田市医師会内に開設されて17年目を迎えます。

担当地域は　日田市及び玖珠郡（玖珠町・九重町）となっています。

現在、登録事業場は270社ありますが、まだまだ「地産保」を知らない事業場も多く、労働基準監督署主催の説明会や講習会での PR、出張健康相談コーナーの利用を通して少しずつ登録も増えて来ました。

19年度からは出張健康相談コーナーの隣に厚生労働省や中災防発行の産業保健に関する冊子やリーフレットなどを展示し、健康相談以外の利用方法などもアピールしています。

情報誌「ちさんぽ」（季刊）

登録事業場へ配布する他に日田市医師会、玖珠郡医師会会員の病院や日田商工会議所及び上津江・中津江支所、玖珠郡商工会、九重町商工会などへ置かせて頂いてます。

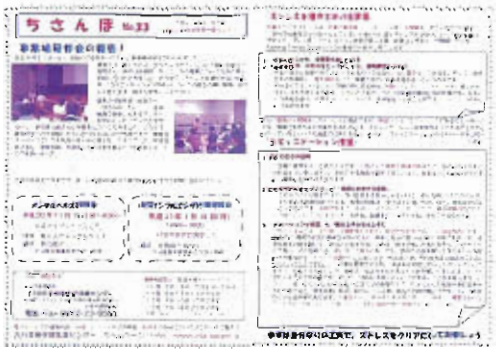

内容は特定健診や熱中症予防についてなどその時々関心の高いもの、出張相談窓口や研修会の案内、登録事業場の紹介などです。

出来るだけ訪問時に持参して、内容の説明を行いながら事業場の対応などをお聞きしています。

健康管理に対して意識の高い事業場や従業員の方からの意見をお聞きして、地産保の活動に生かしています。

メンタルヘルスの取り組み

20年度は大分県西部保健所と合同で「働き盛りの自殺・うつ対策推進事業」を行っています。日田玖珠地産保では、玖珠郡の登録事業場28社（452名）に協力をお願いし、23社94人（全体の約21%）から「こころの健康度自己評価票」への記入をしていただきました。その中から、面接による 2次スクリーニングに該当する方が31名（回答者に占める割合33%）と高い確率で現れ、過度のストレスを抱えている方の多さを実感しました。

個人情報の取り扱い方や自己評価票の回収率、2次スクリーニング該当者に対する面接率などまだまだ課題は残されていますが、次年度以降に生かしていきたいと思います。

こころの健康度自己評価票　結果

（実施年月　平成20年7月～8月）　　日田玖珠地域産業保健センター

対象事業場	玖珠町・九重町の登録事業場 28社
対象者回答者	上記事業場に所属する 452人
回答者	23社 94人　（男67人 女36人 不明2名）
職業別	1. 農業 1名　2. 林業 5名　5. 建設業 34名　6. 製造業 19名　8. 運輸業 4名　9. 卸・小売・飲食業 7名 10 金融・保険業 1名　12 サービス業 4名　17 その他 18人　不明1名
回答率	20. 8%
2次(面接)該当者	31人　（男20人 女10人 不明1名）
回答者に占める割合	33. 0%（男20人 女10人 不明1名）
対象者に占める割合	6 9%
年代別(男)	(10代)1名　(20代)3名　(30代)2名　(40代)9名　(50代)4名　(60代)1名
年代別(女)	(20代)3名　(30代)4名　(40代)2名　(50代)1名
職業別	2. 林業 1名　5. 建設業 14名　6 製造業 4名　9 卸・小売・飲食業 4名 10 金融・保険業 1名　12 サービス業 1名　17 その他 5人　不明1名

2次スクリーニング(面接)実施	31名中 5名

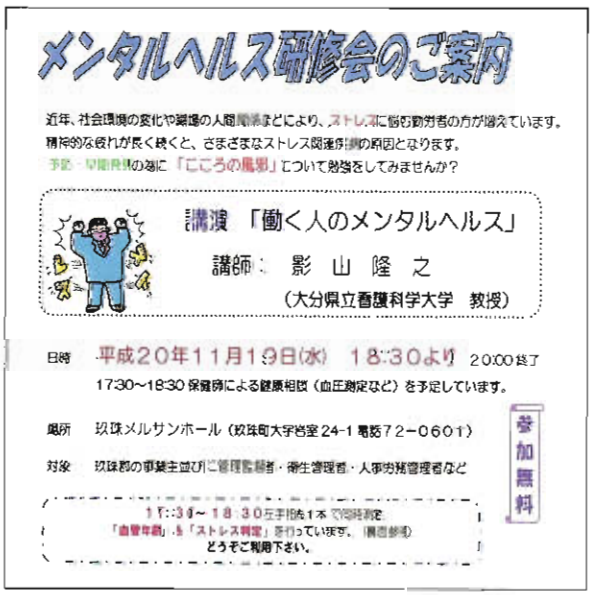

又、11月には大分県立看護科学大学教授の影山先生をお招きし、玖珠郡の事業主・労務管理者などを対象に研修会を行いました。

事業場で明日からでもすぐに取り掛かれる対策について具体的にお話いただき、どのように取り扱っていいのか分からなかったメンタルヘルスについてのヒントを得た担当者なども多かったようです。

「1回の講演で実践するのは難しい」「今回参加出来ずメンタルヘルス対策をどう進めたらいいのか分からない」いう事業場もまだ沢山ありますので、このような勉強会への参加を促し、又、メンタルヘルスに係わらず産業保健情報をこまめに各事業場へ届けていきたいと思います。

石綿健康被害救済法が改正されました

～大分労働局労災補償課より～

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ。

「特別遺族給付金」に関する、大切なお知らせです。

「石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿救済法）」の改正により、

特別遺族給付金の請求期限 平成24年3月27日までに延長されました。

特別遺族給付金の支給対象 平成18年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方(注)へと拡大されました。

（注）労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限られます。

※「改正石綿救済法」は、平成20年12月1日より施行されます。

久保純子

お問い合わせ先

○特別遺族給付金の請求手続きなどのご相談については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

○労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境保全再生機構（0120-389-931）までお問い合わせください。

厚生労働省のホームページ http://www.mhlw.go.jp

トップページの「重要なお知らせ」から、アスベストのページをご覧いただけます（労災認定等事業場一覧表の公表を行っています）。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
（以下「改正石綿救済法」といいます。）が平成20年12月1日より施行されます。
この改正により、以下の点が変更されますのでご注意ください。

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

平成24年3月27日までに延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1)平成18年3月26日までに亡くなった労働者（又は特別加入者。以下同じ。）のご遺族の方(注)へと拡大されました。

（注）労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限られます。

(2)以下のように労働者が亡くなった時期により支給対象となる給付が異なります。

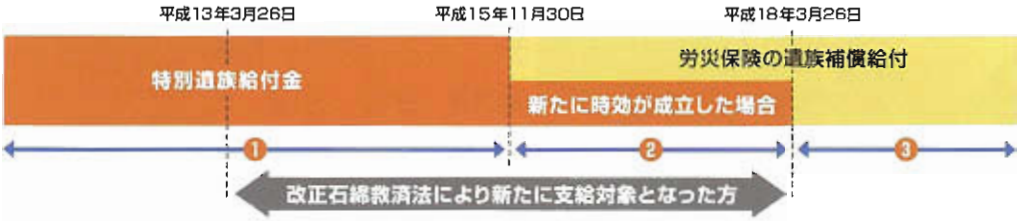

❶ 平成15年11月30日までに亡くなった場合

●改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

❷ 平成15年12月1日から平成18年3月26日までに亡くなった場合

●労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続を行ってください。

●ただし、改正石綿救済法の施行日（平成20年12月1日）以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

❸ 平成18年3月27日以降に亡くなった場合

●労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅しますので、お早めに請求手続を行ってください。

★請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

※中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（1年未満）や、カルテやエックス線写真等がないために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付（環境保全再生機構から給付）についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。
http://www.env.go.jp/air/asbestos/kaisei080618/index.html

☆救済給付の手続は、独立行政法人環境保全再生機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。
【お問い合わせ】 0120-389-931　http://www.erca.go.jp/asbestos/

※救済給付との同時請求について
石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」及び「精神科医等のための産業保健研修会」のお知らせ

3月1日（日）に（社）大分県医師会・（財）産業医学振興財団等主催による医師を対象とした「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」及び精神科、精神神経科及び心療内科の医師を対象とした「精神科医等のための産業保健研修会」が開催されます。

※２種類の研修会は同一日の一部重複時間帯に同一場所の２会場で開催

過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会

目的　労働安全衛生法の改正により事業者に義務付けられる医師による面接指導が円滑に実施できるようにするため、また、平成20年４月から労働者50人未満の事業場にも適用されることから産業医等の医師の方々に十分な理解をいただくために実施する。

対象　医師 ５０名 程度
参加費　無　料
開催日・時　平成21年３月１日(日)13:20~17:20
会場　大分県労働福祉会館　３階
牡丹の間（大分市中央町４－２－５）

カリキュラム・時間帯
①過重労働対策　：６０分
②面接指導の手法　：６０分
③メンタルヘルス対策　：９０分
※「健康情報の保護」の講義はなし
13:30～17:20

講師
大分県地域成人病検診センター　副所長　谷口　邦子
大分産業保健推進センター　所　長　三角　順一

教材
①実践産業医活動テキスト（過重労働対策・メンタルヘルス対策の２冊）
②チェックリスト（面接指導用）
③面接指導マニュアル（チェックリストの使い方）

認定産業医研修の単位
基礎・後期：３.５単位
生涯・更新：３.５単位

精神科医等のための産業保健研修会

目的　事業場におけるメンタルヘルス対策の推進に際して精神科医等の専門医の支援等を得る必要があり、職場と精神科医等の間で適切かつ円滑に連携が進められるように、精神科医等に事業場や労働者の状況、労働衛生対策、産業保健に関する理解をいただくために実施する。

対象　精神科、精神神経科、心療内科の医師 １５名 程度
参加費　無　料
開催日・時　平成21年３月１日(日)16:00~19:20
会場　大分県労働福祉会館　３階
百合の間（大分市中央町４－２－５）

カリキュラム・時間帯
①産業保健概論　：９０分
（一部に過重労働・メンタルヘルス対策等を含む）
②メンタルヘルス事例研究　：９０分
16:10～19:20

講師
大分県立看護科学大学　精神看護学　教　授　影山　隆之
たけうちクリニック（心療内科）　院　長　竹内小代美

教材
精神科医等のための産業保健

認定産業医研修の単位
基礎・後期：　３単位
生涯・専門：　３単位

お申込み お問合せ先　財団法人　産業医学振興財団　企画課・事業課
〒107-0052　東京都港区赤坂２-５-１　東邦ビル３階
ＴＥＬ：03-3584-5421
ＦＡＸ：03-3584-5426

第9回 豊の国産業保健フォーラムが開催されました

平成20年11月13日（木）、大分県医師会館・7階大会議室（大分市駄原2892番地の1）において、第9回豊の国産業保健フォーラムが開催されました。

主催者挨拶にはじまり、半田和義　大分労働局労働基準部長、嶋津義久　大分県医師会長が来賓祝辞を述べられました。続いて、上野　徳美　大分大学医学部社会心理学講座教授より、「メタボ対策と健康心理学」と題して基調講演がありました。講演の後、安倍正之　大分労働局労働基準部安全衛生課長より「メタボリックシンドロームと労働衛生行政」、木下昭生　明野中央病院院長より「メタボと糖尿病の予防」、衛藤涼子　大分労働衛生管理センター保健師より「メタボ指導事例報告」、吉岡真理　大分キヤノンマテリアル(株)大分事業所保健師より「メタボと保健指導」、石橋幸子　大分大学医学部附属病院栄養管理室長より「栄養士的にみたメタボ予防」と題する5名のパネリストから発表があり、その後パネルディスカッションが行われました。

研修のご案内

各種研修・セミナーのご案内（1月～3月）

産業医研修

「労働者と貧血」～貧血検査異常をどう考えるか～
日時：平成21年1月19日(月)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　細川　隆文

職場における感染症予防
日時：平成21年2月12日(木)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　明石　光伸

カウンセリング研修

「事例検討」
日時：平成21年1月13日(火)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　渡嘉敷　新典

「積極的傾聴のグループワーク」
日時：平成21年2月10日(火)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　渡嘉敷　新典
　　特別相談員　佐用　槙子

「事例検討」
日時：平成21年3月10日(火)　18:30～20:30　会場：①
講師：基幹相談員　渡嘉敷　新典

衛生管理者等研修

「メンタルヘルス」～心の健康確保～
日時：平成21年1月21日(水)　14:00～16:00　会場：①
講師：特別相談員　影山　隆之

「職場における感染症予防」
日時：平成21年2月26日(木)　14:00～16:00　会場：①
講師：基幹相談員　明石　光伸

産業保健セミナー

「職場の作業管理」
～簡便な作業動作・作業姿勢の適正評価と腰痛予防を含む～
日時：平成21年1月16日(金)　14:00～16:00　会場：②
講師：基幹相談員　青野　裕士

AED体験研修

「AED体験研修」
日時：平成21年2月17日(火)　14:00～16:00　会場：①
講師：基幹相談員　油布　文枝

全職種対象研修

「よりよい人間関係のために」～交流分析の基礎II～
日時：平成21年2月4日(水)　14:00～16:00　会場：①
講師：基幹相談員　田吹　好美

会　場

①大分産業保健推進センター
②大分県教育会館

※どの研修も、どなたでもお受けいただけます。
　電話、FAX、Eメールでお申込みください。

産業保健推進センター事業のお知らせ

① メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業

国が定めた基準を満たしたメンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関（以下「相談機関」という。）を登録するとともに、登録した相談機関（以下「登録相談機関」という。）を事業場に対し紹介すること等により労働者の心の健康問題に関する相談体制の整備を図り、労働者の心の健康の保持増進を図ることを目的としています。独立行政法人労働者健康福祉機構において、相談機関の登録・公表を行い、各推進センターでは、「メンタルヘルス対策支援センター」を設置し、「相談機関利用促進員」が事業場を訪問して、メンタルヘルス指針等の普及促進を図るとともに、登録相談機関を紹介することとしています。

② 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金

助成対象事業場として登録を受けた従業員数が50人未満の事業場が共同して選任した産業医から職場巡視による労働衛生指導などの産業保健サービスの提供を受けた場合に、その費用の一部が助成されます。

助成金の額　1回に **21,500円**（上限1事業場当たり年間4回まで）

助成期間　**3年**

③ 自発的健康診断受診支援助成金

深夜業に従事する労働者の皆さん（＊1）が健康診断（＊2）や人間ドックを受けたとき、費用の一部が助成されます。

＊1　健康診断等を受診した日の以前6ヶ月に1ヶ月あたり4回以上（計24回以上）深夜業に従事された方。深夜業は午後10時～翌日午前5時までの間の勤務を言います。勤務時間帯の一部がこの時間帯に含まれていれば、ご利用できます。

＊2　会社が法に基づいて実施する健康診断は除きます。

助成金の額　健康診断に要した費用の3/4　上限 **7,500円**

平成20年度　産業保健相談員〔基幹相談員〕名簿

担当分野	専門分野	氏　名	所　属　等	相談日及び時間
産業医学	循環器保健指導	油布　文枝	大分大学保健管理センター 専任医師	火曜日 13:00～17:00
	循環器疾患	木下　昭生	明野中央病院 院長	第2・4水曜日 13:00～17:00
	血液免疫アレルギー	細川　隆文	細川内科クリニック 院長	第1・3・5木曜日 13:00～17:00
	呼吸器保健指導	明石　光伸	大分県厚生連鶴見病院 院長	第2・4木曜日 13:00～17:00
	循環器職業性疾病	青野　裕士	大分大学医学部 公衆衛生・疫学講座 准教授	第1・3・5金曜日 13:00～17:00
産業医学・メンタルヘルス	循環器保健指導	谷口　邦子	大分県地域成人病検診センター 副所長	第2・4金曜日 13:00～17:00
メンタルヘルス	メンタルヘルス	後藤　一美	神経科・精神科 後藤医院 院長	第2・4月曜日 13:00～17:00
		上野　徳美	大分大学医学部医学科　社会心理学講座 教授	第1・3水曜日 13:00～17:00
カウンセリング	カウンセリング	渡嘉敷新典	シニア産業カウンセラー	火曜日 13:00～17:00
労働衛生工学	労働衛生工学	田吹光司郎	大分労働衛生管理センター 環境測定部 部長	第1・3・5木曜日 13:00～17:00
		田口　信康	大分労働衛生管理センター 環境測定部 副部長	第2・4木曜日 13:00～17:00
		田吹　好美	翔労働衛生コンサルタント事務所 所長	第1水曜日 13:00～17:00
		吉良　一樹	きら労働衛生コンサルタント事務所 代表	第1・3・5金曜日 13:00～17:00
労働衛生関係法令	労働衛生関係法令	田西　東人	㈳建設荷役車両安全技術協会 大分県支部 事務局長	第2・4金曜日 13:00～17:00
保健指導	保健指導	田吹　好美	翔労働衛生コンサルタント事務所 所長	第3水曜日 13:00～17:00

センターの主な業務

1　窓口相談・実地相談
2　情報の提供
3　研修・セミナーの開催
4　調査研究
5　助成金の支給

ご利用いただける日時

●当センターの休日を除く
毎日9:00～17:00

●休日
毎週土・日曜日・祝祭日
年末年始

●交通機関
JR大分駅下車 徒歩10分
大分交通荷揚町バス停下車 徒歩１分
大分バス竹町バス停下車 徒歩3分
駐車場はありません。

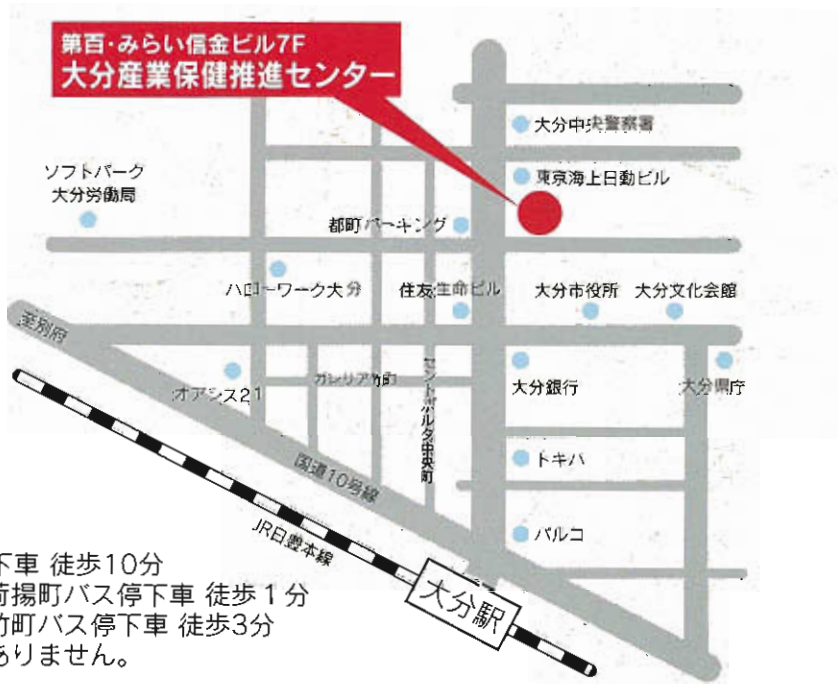

独立行政法人　労働者健康福祉機構
大分産業保健推進センター
〒870-0046　大分市荷揚町３番１号　第百・みらい信金ビル 7F
TEL 097-573-8070　FAX 097-573-8074
ホームページ http://www.oita-sanpo.jp
E メール info@oita-sanpo.jp

〔産業保健おおいた〕
平成21年１月
発行者　独立行政法人
労働者健康福祉機構
大分産業保健推進センター
所長　三角　順一